

＜「宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制の強化事業」＞ Q&A				
No	質問	No	回答	備考
Q1	宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制強化事業の仕組みを教えてください。	A1	本事業は、同一観光地に所在する宿泊施設を営む5者以上の民間事業者、DMO、観光協会、業界団体等で構成された「グループを構成」いただき、デジタル技術を活用した地域全体で収益向上を図る取組（事業計画）を公募いただきその審査を経て採択します。グループが採択された後に、今度はグループを構成する構成員（宿泊事業者）の個別事業に関する交付申請手続きを経て、事業完了後に要した経費の一部を、個別の構成員宿泊事業者に対して補助するものです。	
Q2	宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制強化事業では、補助対象事業者に必要な負担はありますか。	A2	本事業の補助金は、「補助対象経費に補助率3分の1を乗じて算出された額」且つ、補助上限額「1施設あたり300万円」（千円未満の端数は切り捨て）となっております。それを超えた額については補助対象事業者にてご負担いただく事になります。	
Q3	同一観光地に所在する宿泊施設を営む5者以上の民間事業者、DMO、観光協会、業界団体等での「グループを構成」とはどういうことですか。	A3	本事業の補助を受けるためには、グループを構成いただく事が必須となっておりますが、グループ内には「宿泊施設を営む5者が必須」となります。DMO、観光協会、業界団体等、宿泊施設を営んでいない事業者の方は、グループの取りまとめ役としてご参加いただく事が可能です。	
Q4	宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制強化事業に応募すれば、すぐに補助金がでるのですか。	A4	本公募が補助金交付の申請ではありませんのでご注意ください。 本公募は、事業計画を採択するための公募となり、事務局の審査により採択となった事業計画に基づく事業について、必要な交付申請手続きを経て実施していくこととなります。	
Q5	応募申請は紙やFAXでも可能ですか。	A5	インターネット（メール）のみの受付となっております。 郵送、持参およびFAXによる提出は受け付けません	
Q6	応募の締め切りはいつですか。	A6	締 切：令和4年10月14日（金）【必着】 ※ 締切を過ぎての提出は受け付けません。期限に余裕をもってご提出ください。	
Q7	採択基準を教えてください。	A7	① 公募要領にある「公募要件」を満たしていること。 ② 事業計画について、個々の宿泊施設での情報管理の高度化や生産性向上を図る取組の計画であること。さらに、個々から得られるデータや分析を、地域全体の経営やマーケティング、プロモーション等へ活用していく取組の計画であること。 ③ 宿泊施設の平均客室稼働率、及び訪日外国人宿泊者数の目標が、現状に比して高い計画・目標であること。 ④ ②③の計画・目標の達成が見込まれる理由が合理的であること。	
Q8	既にPMSは導入しているのですが、「PMS」を新規導入/入替を行わないと補助対象にはならないのでしょうか。	A8	今回はPMSの新規導入か入替が対象の補助金になります。周辺・外部システムとの連結に必要なカスタマイズも、PMS本体側に施すものが補助対象となります。（周辺・外部システム機器類は補助対象外。）	
Q9	既存の「PMS」の入替は単なるバージョンアップは認められないとありますが、どのような入替なら認められるのでしょうか。	A9	「情報管理の高度化」が入替の要件です。不具合調整や小規模な機能追加（例：帳票類の追加など）といったいわゆるマイナーバージョンアップは対象外とします。オンプレミス型からクラウド型への移行については、利用機能が同じ内容でも、セキュリティ向上なども含めて「情報管理の高度化」に資するものであれば対象とします。 ※具体的な商品名と仕様が決まっていればお教え下さい。	
Q10	補助対象範囲はPMS本体を周辺・外部システムと連結するために必要なカスタマイズということだが、PMSと一緒に導入しなくても補助対象になるのか。	A10	PMS新規導入・入替と一緒に実施するしないにかかわらず、周辺・外部システムと連結するために必要なカスタマイズは補助対象になります。ただし、そのカスタマイズはPMS本体側に施すものが補助対象であり、周辺・外部システム機器類は補助対象外となります。	